

平成31年2月14日  
徳島県商工労働観光部 商工政策課

## 新たな外国人材受入れに係る制度説明会

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年4月1日に施行されます。

つきましては、これら新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、次のとおり国（法務省等）による説明会を開催いたしますので、御案内いたします。

- 1 日時  
平成31年3月18日（月） 13時30分～16時30分
- 2 場所  
アスティとくしま 3階 第1特別会議室  
（徳島市山城町東浜傍示1番地1）
- 3 説明会に御参加いただける方
  - （1）新たな在留資格「特定技能」による受入れを希望される徳島県内所在の企業・団体・個人の方
  - （2）改正入管法に規定する「登録支援機関」となることを希望される徳島県内所在の企業・団体・個人の方
  - （3）徳島県職員及び市町村職員
  - （4）その他受入れに関する関係団体の方
- 4 説明会日程
  - 13時30分～14時30分 制度説明  
外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策  
【説明者：法務省】
  - 14時30分～15時30分 分野別説明  
【説明者：厚生労働省・経済産業省・国土交通省・農林水産省】  
※分野別説明を行う所管省庁は現在調整中です。
  - 15時30分～16時30分 質疑応答  
※都合により時間配分等が変更になる場合があります。
- 5 定員 300名  
※定員に達した場合は先着順で締め切らせていただく場合があります。  
※会場の都合上、1所属1名の参加でお願いします。
- 6 別紙様式により、平成31年3月8日（金）までにFAXまたはメールで申込み  
徳島県商工労働観光部 商工政策課 政策調整担当  
電話番号 088-621-2316  
FAX 088-621-2897  
E-mail syoukouseisakuka@pref.tokushima.jp

徳島県商工労働観光部 商工政策課 中原・津田 宛て

FAX : 088-621-2897

メール : syoukouseisakuka@pref.tokushima.jp

※申込期限 : 平成31年3月8日(金)

## 新たな外国人材受入れに係る制度説明会 参加申込書

企業・団体名	
(ふりがな) 参加者氏名	
連絡担当者	氏名 :
	電話番号 :
	メール :

## 【注意事項】

- ・会場の都合上、1所属1名までの参加をお願いします。
- ・申込みは、FAXまたは電子メールをお願いします。  
(定員に達し、参加できない場合にのみご連絡します。)
- ・改正入管法に規定する「登録支援機関」とは、特定技能1号外国人の受入れに関して、特定技能所属機関(受入れ機関)と連携して計画の作成や支援を行う機関のことです。